

# 埋蔵文化財の取扱いの流れ

**1 窓口照会** 歴史博物館または市役所3階文化観光課窓口の遺跡地図で埋蔵文化財包蔵地の範囲内かどうかを確認して下さい。

(a) 埋蔵文化財包蔵地の範囲外  
(50m以上離れている)

(b) 埋蔵文化財包蔵地の近接地  
(範囲外だが50m圏内)

(c) 埋蔵文化財包蔵地の範囲内

**2 文書による埋蔵文化財の有無照会** 市教委あて照会文書を歴史博物館へ提出して下さい。

**3 現地踏査・試掘調査** 市教委が実施します。調査は半日～2日程度です。

この間およそ1週間

**4 現地踏査・試掘調査結果の回答** 照会者へ文書で回答します。試掘調査から回答文書送付まで1週間程度です。

(a) 埋蔵文化財は所在しません。

(b) 地図上は包蔵地の範囲内ですが、  
調査で何も確認されませんでした。

(c) 埋蔵文化財が所在します。

**5 協議** 事業者と市教委及び愛知県で今後の事業計画と埋蔵文化財の取扱いについて協議します。

**6 発掘届出・通知** 県知事あて文書を歴史博物館へ提出して下さい。市は埋蔵文化財の取扱いについて意見を添付して県へ進達します。

この間およそ2週間

**7 指示事項** 県から事業者・市教委へ埋蔵文化財の取扱いについて文書で指示がきます。指示文書は発掘届出後、2週間ほどで市教委へまとめて届くので市教委は事業者分を転送します。

(a) 発掘調査  
工事前に記録保存のための発掘調査を行って下さい。

(b) 工事立会  
工事中に市職員が立会いますので、事前に工事日程を連絡してください。

(c) 慎重工事  
埋蔵文化財に影響を与えないよう、設計に基づき慎重に工事をすすめて下さい。市職員等の立会いはありません。

(d) 現状保存  
非常に重要な遺跡のため、事業地内で現状のまま保存して下さい。

**8 発掘調査の実施**

発掘調査は主に市教委が実施しますが、調査費用は営利事業の場合、原則的に原因者である事業者負担となります。

**9 工事着手** 万が一、工事中に埋蔵文化財が発見された場合は工事を一旦止め、歴史博物館(0566-63-6100)へ連絡して下さい。

埋蔵文化財の範囲を  
事業区域から除外